

●規程改正の概要

要 旨	山梨県に勤務する非常勤嘱託との均衡の観点から、「地方独立行政法人山梨県立病院機構非常勤嘱託等就業規則」の一部改正を行う。
内 容	<p>地方独立行政法人山梨県立病院機構非常勤嘱託等就業規則の一部改正（規程第3号）</p> <p>県の非常勤嘱託取扱要綱が改正されたことに鑑み、法人の非常勤嘱託等就業規則においても、一定の要件を満たす非常勤嘱託等について、育児休業、育児部分休業、介護休暇（いずれも無報酬）の取得を認める。（第15条の2、第15条の3及び別表4（無給休暇）関係）</p>
施行期日	平成28年4月1日から施行する。

地方独立行政法人山梨県立病院機構非常勤嘱託等就業規則 新旧対照表

新	旧
<p>(育児休業)</p> <p>第15条の2 非常勤嘱託等は、山梨県職員の育児休業等に関する条例（平成4年山梨県条例第1号）に規定する一般職員の非常勤職員の例により、育児休業をすることができるものとする。</p> <p>2 育児休業をしている期間については、報酬を支給しない。</p> <p>(育児部分休業)</p> <p>第15条の3 次のいずれにも該当する非常勤嘱託等は、一般職員の部分休業の例により3歳に達するまでの子を養育するため部分休業（2時間を超えない範囲内の時間の限る。）をすることができるものとする。</p> <p>一 引き続き在職した期間が1年以上である非常勤嘱託等</p> <p>二 1週間の勤務日が3日以上、非常勤嘱託等又は週以外の勤務によって勤務日が定められている非常勤嘱託等で1年間の勤務日が121日以上であるものであって、1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日があるもの</p> <p>2 部分休業の請求は、一般職員の部分休業の例により行うものとし、非常勤嘱託等について定められた勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。また、1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤嘱託等が育児休業を承認されている場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児休業を承認されている時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。</p>	

別表4 (無給休暇 第15条関係)

休暇の種類	期間または取得基準	備考
生理休暇	略	略
骨髄提供休暇	略	
分べん休暇	略	
育児休暇	略	
子の看護休暇	略	略
短期の介護休暇	略	略
傷病休暇	略	略
介護休暇	一般職員の「介護休暇」の例による。 ただし、要介護者の各々が介護を必要とする一の継続する状態にある間において連続する93日(当該状態となった日前において当該非常勤嘱託等が当該要介護者について介護休暇を使用したことがある場合には、93日から要介護者の各々につき、当該要介護者の介護を必要とする一の継続する状態ごとに、初めて介護休暇の承認を受けた期間の初日から最後に承認を受けた末日までの日数を合算した日数を差し引いた日数)の範囲内の期間とする。	次のいずれにも該当する者に限る。 ①勤務日が週3日以上又は年121日以上であること。 ②引き続き在職した期間が1年以上であること。 ③介護休暇の期間の初日から93日を経過する日を超えて引き

別表4 (無給休暇 第15条関係)

休暇の種類	期間または取得基準	備考
生理休暇	略	略
骨髄提供休暇	略	
分べん休暇	略	
育児休暇	略	
子の看護休暇	略	略
短期の介護休暇	略	略
傷病休暇	略	略

